

令和7年度 小金地区意見交換会のテーマについて

(団体名) 大金平三丁目町会
大金平四丁目町会

(件名) 大金平地区への「子供の遊び場」の設置について

(具休内容)

大金平地区は、もともと耕地整理地区として宅地開発された地域で、現在約2,000世帯(5町会)が居住していますが、公園も子供の遊び場も無い。これまで使う事ができた子供の遊び場は、土地の売却により令和2年7月使用許可が終了した。そのため、今まで48回開催してきた4町会による大金平連合町会夏祭りも中止となり、グラウンドゴルフ、ソフトボール、ドッジボール等の練習も出来なくなると共に、幼児たちが滑り台やブランコで遊ぶこともできなくなった。

地域内には、小学校が2校、幼稚園、保育園、老人施設等が多数あり、多くの子供達が通学・通園し、大人や老人も多数散歩等をしている。このような状況の中で、子供や幼児たちが自由に遊べて、大人も集える広場の設置は地域住民の切なる願いであるので、「子供の遊び場」の設置を是非とも実現させていただきたい。

(回答)

- ・ こどもの遊び場については、昭和30年代から公園の代替用地として、子どもの健全育成を図るために、管理しております。
- ・ 子どもだけでなく、高齢者の方々のグラウンドゴルフや地域の夏祭りなど、子どもに限らず地域の憩いの場として活用されていると認識しております。
- ・ こどもの遊び場の特徴といたしましては、主に地権者の善意で土地を借り受け活用していることから返還を前提としており、近年は減少傾向にあります。
- ・ このような状況の中、こどもの遊び場自体を増設するのではなく、公園が不足する地域においては、令和4年4月策定の都市計画マスタープランにおいて、こどもの遊び場の都市公園への編入等、公園として整備を図っていく方針が示されており、現在においてはこどもの遊び場の新規設置は行っていない状況でございます。
- ・ しかしながら、子どもや地域の方の憩いの場は重要であることから、地域行事や子どもたちが外遊びをすることが可能な公園や緑地についてご案内させていただけるよう、公園緑地課等の関係各課と協議を行ってまいります。

(回答課) 子ども居場所課

大金平地区の「公園」及び「こどもの遊び場」の設置状況

